

● 土砂災害の形態と前ぶれ ●

	土砂災害の形態	現象とその前ぶれ（前兆現象）
土石流		<p>長雨や集中豪雨などにより、山や川の石や土砂が水と一体となって一気に下流へ流れる現象です。その流れるスピードは時速20キロから40キロといわれ、自動車が走る速度とほぼ同じです。</p> <p>《前兆現象》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山鳴りがする。 ○雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ○川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。 ○腐った土のにおいがする。
がけ崩れ		<p>長雨や集中豪雨などにより、斜面が急に崩れ落ちる現象です。</p> <p>《前兆現象》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がけから水が湧き出してくる。 ○がけに亀裂が入る。 ○がけから小石がぱらぱら落ちてくる。 ○がけから木の根が切れる等の異様な音がする。
地すべり		<p>地下水などが粘土のようなすべりやすい地層にしみこんで、その影響で地面が動き出す現象です。</p> <p>《前兆現象》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沢や井戸の水が濁る。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水がふきだす。 ○家のように壁に亀裂が入る。 ○家やよう壁、樹木や電柱が傾く。

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

基礎調査の実施
都道府県が、土砂災害による被害を受けるおそれがある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

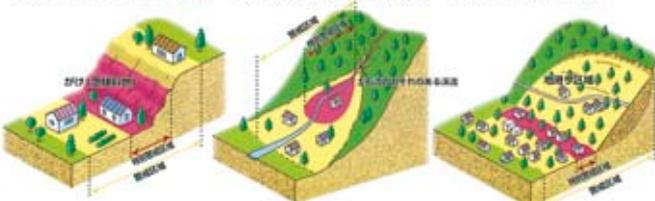
都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定
《土砂災害のおそれがある区域》

土砂災害特別警戒区域
《建物破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域》

こんな場所が区域指定の対象となります。

- がけ崩れ**
雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象
- 土石流**
山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に流れて流れる現象
- 地滑り**
雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると...

土砂災害警戒区域では...

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

さらに土砂災害特別警戒区域では...

建築物の構造規制

想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者保護施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

建築物の移転

覆しい損傷が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。



○お問い合わせは

- 鹿児島県：県庁 砂防課 土砂災害防止推進班 電話番号：099-286-3616
 鹿屋土木事務所 大隅地域振興局建設部 河川港湾課 電話番号：0994-43-3121
 ○錦江町役場 電話番号：22-0511
 本庁建設課 電話番号：22-3033
 支所産業建設課 電話番号：25-2511

